

# 肥料価格高騰対策事業について (行政、農業団体、肥料関係者向け説明資料)

---

令和 4 年 8 月  
農林水産省農産局

## <対策のポイント>

世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、化学肥料原料の国際価格が大幅に上昇し、肥料価格が急騰していることから、**海外原料に依存している化学肥料の低減や堆肥等の国内資源の活用を進めるための取組を行う農業者に対し、肥料コスト上昇分の一部を支援**することを通じて、農業経営に及ぼす影響を緩和します。

## <政策目標>

- 化学肥料使用量を20%低減 [2030年まで]

## <事業の内容>

### 1. 趣旨

肥料価格の高騰による農家経営への影響を緩和するため、**化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対して肥料コスト上昇分の7割を支援**します。

### 2. 生産者の参加要件

- ・化学肥料の2割低減を実現するため、取組メニューの中から2つ以上を実施。
- ・取組は本年から2年間に実施。
- ・これまでの取組も考慮し、同じ取組については、拡大・強化も対象。

### 3. 支援額

本年の肥料費に対して前年からの価格上昇率や使用量低減率（化学肥料低減の取組）により、肥料費の増加額を算定し、その7割を補填します。

### 4. 対象となる肥料

令和4年秋肥～令和5年春肥として購入した肥料。  
(秋肥は本年6月まで遡って対象。)

- ※農業者の組織する団体等から実績報告書を提出。
- ※国内資源を有効に活用していくため、その後も化学肥料から堆肥等への転換を適切にフォロー。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 【取組メニューの例】

- ・土壌診断による施肥設計
- ・生育診断による施肥設計
- ・堆肥の利用、下水汚泥の利用など国内資源の利用
- ・有機質肥料の利用
- ・緑肥作物の利用
- ・局所施肥（側条施肥、ドローンの活用等）の利用
- ・地域特認技術（都道府県協議会が認める技術）の利用など

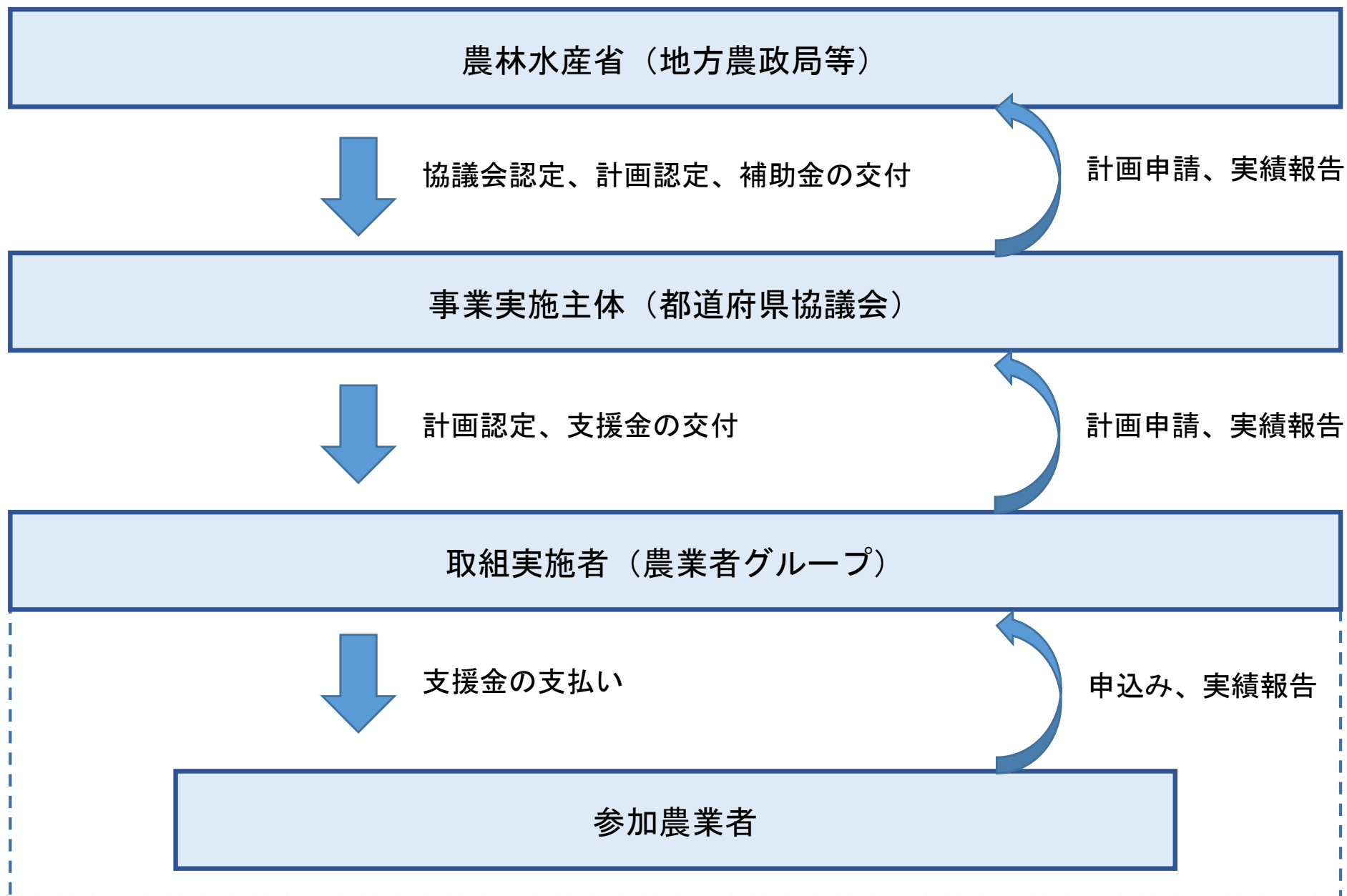
### 【支援金算定式】

$$\text{支援額} = \text{肥料コスト増加分} \times 0.7$$
$$\text{肥料コスト増加分} = \text{当年の肥料購入費} - \left( \text{当年の肥料購入費} \div \text{価格上昇率} \div \text{使用量低減率} \right)$$

※価格上昇率：当年と前年の農作物価統計から算出。  
※使用量低減率：使用量低減には時間がかかることを考慮し、本年秋肥及び来年春肥の使用量低減率を1割（0.9）とする。

【お問い合わせ先】 農産局技術普及課（03-6744-2435）

# 1 肥料価格高騰対策事業の基本スキーム



## 2 支援の内容等

### 支援の対象者

- ① 化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む**農業者のグループ（取組実施者）**  
〔 農業協同組合、特定農業団体、民間事業者、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人  
その他農業者の組織する団体など 〕
- ② 参加農業者は**5戸以上の販売農家**とすること
- ③ 新たに「農業者の組織する団体」を設立する場合  
→ 組織運営に関する**規程**や**代表者の定め**、**銀行口座**が必要です。

### 支援の対象となる肥料

- ◆ 令和4年6月から10月までに購入または購入することが確実な令和4年の秋用肥料として使用するもの
- ◆ 令和4年11月から令和5年5月までに購入または購入することが確実な令和5年の春用肥料として使用するもの
- 令和4年秋肥と令和5年春肥の申請は、**それぞれを分けて提出**していただきます。

## 支援の内容

- 化学肥料低減の取組を行った上で**前年から増加した肥料費**について、**その7割を支援金として交付**

$$\text{支援金} = \left[ \text{当年の肥料費} - \left( \frac{\text{当年の肥料費}}{\left[ \begin{array}{c} \text{価格上昇率} \\ \text{統計データを} \\ \text{を基に決定} \end{array} \right]} \div \left[ \begin{array}{c} \text{使用量低減率} \\ \text{0.9} \end{array} \right]} \right] \times 0.7$$

- **価格上昇率**は、農業物価統計等を基に**農産局長が別に定める**こととしており、令和4年秋肥、令和5年春肥のそれぞれ1年前の価格からの上昇率となります。
- 肥料の価格改定は、「令和4年秋肥と令和5年春肥の年2回」、「年1回」の2つのパターンがあるため、それぞれ価格上昇率（計3つ）を定めることを想定しています。

## 申請に必要なもの

- ① 原則として、令和4年秋肥については令和4年6月～10月に注文したもの、令和5年春肥については令和4年11月～令和5年5月に注文したものであることがわかるもの（**注文票など**）に加え、購入したことが分かるもの（**領収書または請求書**）

※肥料の種類、数量、購入費が記載されているものとして下さい。

- ② 参考様式第2号の「化学肥料低減計画書」

- **取組メニュー**の「令和4年度又は令和5年度の取組」欄に**2つ以上の○**が必要です。
- 「前年度までの取組」欄に○が付いているものもカウントできます。  
その場合、「令和4年度又は令和5年度の取組」欄において、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大（「◎」で記入）が必要です。

## 参加農業者が実施する取組メニュー

ア	土壌診断による施肥設計
イ	生育診断による施肥設計
ウ	地域の低投入型の施肥設計の導入
エ	堆肥の利用
オ	汚泥肥料の利用（下水汚泥等）
カ	食品残渣など国内資源の利用（エとオ以外）
キ	有機質肥料（指定混合等を含む）の利用
ク	緑肥作物の利用
ケ	肥料施用量の少ない品種の利用
コ	低成分肥料（単肥配合を含む）の利用
サ	可変施肥機の利用（ドローンの活用等も含む）
シ	局所施肥（側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等）の利用
ス	育苗箱（ポット苗）施肥の利用
セ	化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し （ア～スに係るものを除く）
ソ	地域特認技術の利用（都道府県協議会において決定）

➤ 地域特認技術の設定方法は、以下の2パターン

- ① 取組実施者からの認定申請に応じて、**都道府県協議会が、都道府県の意見を聴いて認定**
- ② 都道府県協議会自ら設定する場合は、都道府県協議会が**地方農政局等と協議した上で認定**

## 【取組メニューの記入例】

### 前年度までの取組がない方

		前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア	土壌診断による施肥設計		○
イ	生育診断による施肥設計		
ウ	地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ	堆肥の利用		
オ	汚泥肥料の利用（下水汚泥等）		
カ	食品残渣など国内資源の利用		
キ	有機質肥料（指定混合等を含む）の利用		○
ク	緑肥作物の利用		
ケ	肥料施用量の少ない品種の利用		
コ	低成分肥料（単肥配合を含む）の利用		
サ	可変施肥機の利用		
シ	局所施肥の利用		
ス	育苗箱（ポット苗）施肥の利用		
セ	施肥量・肥料銘柄の見直し（ア～ス除く）		
ソ	地域特認技術の利用		

### 前年度までに1つ取組を行っており、新しく1つ取組を行う方

		前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア	土壌診断による施肥設計	○	○
イ	生育診断による施肥設計		
ウ	地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ	堆肥の利用		
オ	汚泥肥料の利用（下水汚泥等）		
カ	食品残渣など国内資源の利用		
キ	有機質肥料（指定混合等を含む）の利用		○
ク	緑肥作物の利用		
ケ	肥料施用量の少ない品種の利用		
コ	低成分肥料（単肥配合を含む）の利用		
サ	可変施肥機の利用		
シ	局所施肥の利用		
ス	育苗箱（ポット苗）施肥の利用		
セ	施肥量・肥料銘柄の見直し（ア～ス除く）		
ソ	地域特認技術の利用		

## 【取組メニューの記入例】

前年度までに2つ取組を行っており、そのうち1つの取組を強化（調査点数を拡大）する方

		前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア	土壌診断による施肥設計	○	◎
イ	生育診断による施肥設計		
ウ	地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ	堆肥の利用		
オ	汚泥肥料の利用（下水汚泥等）		
カ	食品残渣など国内資源の利用		
キ	有機質肥料（指定混合等を含む）の利用	○	○
ク	緑肥作物の利用		
ケ	肥料施用量の少ない品種の利用		
コ	低成分肥料（単肥配合を含む）の利用		
サ	可変施肥機の利用		
シ	局所施肥の利用		
ス	育苗箱（ポット苗）施肥の利用		
セ	施肥量・肥料銘柄の見直し（ア～ス除く）		
ソ	地域特認技術の利用		

調査点数を拡大

前年度までに2つ取組を行っており、そのうち1つの取組を強化（有機質肥料割合を拡大）する方

		前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア	土壌診断による施肥設計	○	○
イ	生育診断による施肥設計		
ウ	地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ	堆肥の利用		
オ	汚泥肥料の利用（下水汚泥等）		
カ	食品残渣など国内資源の利用		
キ	有機質肥料（指定混合等を含む）の利用	○	◎
ク	緑肥作物の利用		
ケ	肥料施用量の少ない品種の利用		
コ	低成分肥料（単肥配合を含む）の利用		
サ	可変施肥機の利用		
シ	局所施肥の利用		
ス	育苗箱（ポット苗）施肥の利用		
セ	施肥量・肥料銘柄の見直し（ア～ス除く）		
ソ	地域特認技術の利用		

有機質肥料の使用割合を増加



## 申請方法

- 5人以上の農業者グループ単位で申請して下さい。
  - 農協、農協の支所、農協の営農部会、肥料販売事業者などが、取組実施者となって、参加農業者の申請をとりまとめて一括申請することを想定しています。

### (留意事項)

- ① 参加農業者が県外に出作を行っていても、取組実施者の所在地がある県協議会に対して一括して申請を行っていただくことを基本としています。
- ② 1戸の農業者が複数の取組実施者（農業者グループ）に所属して、別々に申請することも可能ですが、重複申請のリスクが高まることから、できるだけ避けてください。やむを得ず複数の取組実施者に所属する場合は、双方の取組実施者にその旨をお伝え下さい。



### 3 取組実施者（農業者グループ）について

#### 主な業務

- ① 参加農業者の**低減計画書**（要領参考様式第2号）と肥料代金の**領収書等**を取りまとめて、都道府県協議会に**取組計画書**を申請（要領参考様式第1-1号）すること。
- ② 県協議会から支援金が交付された際は、参加農業者に速やかに**支援金を支払う**こと。
- ③ **取組実績報告書**（要領参考様式第4号）を作成して都道府県協議会へ報告すること（令和5年4月頃まで）。
- ④ 令和5年12月末までに、**中間報告書**（要領参考様式第7号）を作成して都道府県協議会に提出すること。
- ⑤ 令和6年12月末までに、参加農業者の**低減実施報告書**（要領参考様式第6号）を取りまとめた上で、**取組実施状況報告書**（要領参考様式第5-1号）を作成し、都道府県協議会に提出すること。



## 4 事業実施主体（都道府県協議会）について

### 認定に必要なもの

- ①協議会規約、②事務処理規程、③会計処理規程、④文書管理規程、⑤内部監査実施規程、⑥会員名簿、⑦業務方法書

※ 本事業**専用**の口座を設けてください。

### 主な業務

- ① 令和4年秋肥、令和5年春肥及び推進事業費の要望量を地方農政局長等に提出すること。
- ② 割当内示額に応じて、**交付申請書**（要綱別記様式第1号）と**事業実施計画書**（要領別紙様式第5-7号）を地方農政局長等に提出すること。
- ③ 推進事業費（要すれば、秋肥分の支援金の支払い）について、**概算払請求書**（要綱別記様式第7号）を地方農政局長等に提出すること。
- ④ 取組実施者から申請された取組計画書を確認し、**採択通知書**（要領参考様式第3号）を発出した上で、取組実施者に**支援金を交付**すること。
- ⑤ 春肥分等の支援金の支払いに向けて、**変更交付申請書**（要綱別記様式第4号）と事業実施計画書を地方農政局等に提出すること。（春肥分の支援金の支払いについても、④と同様。）
- ⑥ 取組実施者から提出された取組実績報告書を踏まえ、令和5年4月10日までに**実績報告書**（要綱別記様式第8号）を作成して地方農政局長等に提出すること。
- ⑦ 令和5年12月末までに取組実施者から提出された**中間報告書の確認**を行うこと。
- ⑧ 取組実施者から提出された取組実施状況報告書を踏まえ、令和6年12月末までに**事業実施状況報告書と評価報告書**（要領別紙様式第10-1号）を地方農政局長等に提出※すること。

※ 提出に当たっては、取組実施者の5%程度を抽出し、現地確認を行うこと。

## 都道府県協議会の事務費について

### ○ 対象事務費

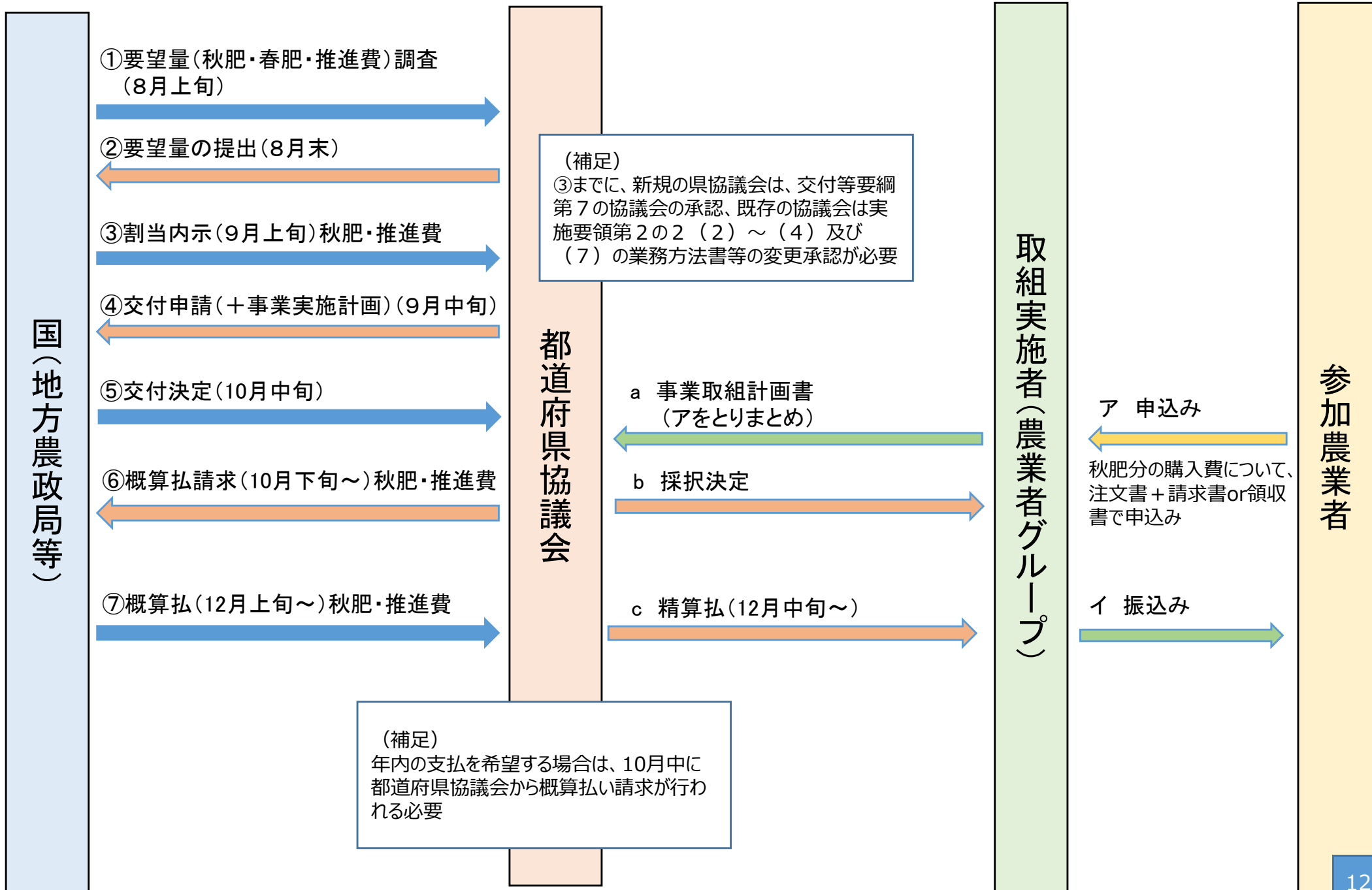
以下の用途に使用することができます。

- **備品費**（取得価格が50万円以下で、リース・レンタルが困難な場合に限る）
- **賃金等**（雇用者の日給又は時間給、通勤に要する交通費、社会保険料等）
- **事業費**（会場借料、通信運搬費、借上料、印刷製本費、消耗品費、燃料費等）
- **旅費**（会議への出席や現地確認等に要するもの）
- **謝金**（専門家からの意見を聴く際に要するもの）
- **委託費**（県協議会の事務の一部を委託した場合の費用）
- **雑役務費**（取組実施者への振込手数料、委託契約に要する印紙等）

### ○ 事務の委託について

- 普及啓発活動（申請書類やパンフレットの配布など）、申請書類の受理と形式審査（書類不備のチェック、予備審査、集計・取りまとめ等）など、都道府県協議会としての**意思決定を要しない事務については、他の組織に委託することができます。**  
（ただし、委託した組織が、更にその業務の一部を再委託することはできません。）
- 事務委託を行う場合は、事業計画書に委託費を記載するとともに、実績報告書を提出する際に委託契約書の写しを添付してください。
- 都道府県協議会から事務の委託を受けた団体等が、取組実施者（農業者グループ）となって支援金を申請することはできないので、ご注意ください。

## 5 事務手続と補助金の流れ①（令和4年12月末まで、主に秋肥分）



## 5 事務手続と補助金の流れ②（年明け以降の手続き・主に春肥分）

